

安倍政権の進める労働法制大改悪に反対し、労働者派遣法の抜本改正、長時間労働と解雇の規制強化を求める決議

1 安倍政権の進める労働法制大改悪

安倍政権は、「世界一企業が活動しやすい国」を目指すとして、労働法制の大改悪を進めている。2015年の通常国会においては、広範な世論の反対を押し切り、労働者派遣法の大改悪を強行した。安倍政権は、引き続き、労働時間法制の大改悪や解雇の金銭解決制度の導入を強行しようとしている。

2 「生涯派遣・正社員ゼロ」社会をもたらす労働者派遣法の大改悪

安倍政権が成立を強行した労働者派遣法「改正」法は、従来の「1～3年の業務単位の期間制限」をなくし、派遣先が労働者派遣を期間の制限なく永続的に利用することができるようになっている。「改正」法の雇用安定措置やキャリアアップ措置は、派遣先への直接雇用や正社員の道を開くものとなっていない。また、安倍政権は、「改正」法の施行日を2015年9月30日とし、翌10月1日に施行予定の「業務単位の期間制限違反の場合の労働契約申込みみなし制度」を廃止し、多数の派遣労働者から直接雇用と正社員への道を奪っている。さらに、均等待遇原則を認めず、派遣労働者の劣悪な労働条件を容認する「改正」法の下では、派遣先は、正社員を派遣労働者に置き換える動きを強めるであろう。

政府の2014年12月の調査では、わが国の非正規労働者は2000万人を超え、全労働者の4割近くになっている。このような中で、低賃金不安定雇用の非正規労働者を増加させる労働者派遣法の大改悪は断じて容認できない。

今、労働者派遣法改悪反対の広範な世論に応じて、①労働者派遣は臨時的・一時的業務に限定、②直接雇用につながる業務単位の派遣期間制限の復活と短期化、③派遣先の正社員と派遣労働者との均等待遇等の労働者派遣法の抜本改正を実現することが重要である。

3 「過労死激増・残業代ゼロ」を強要する労働基準法等の大改悪

安倍政権は、2015年の通常国会に、労働時間規制の適用をすべて除外する「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設や企画業務型裁量労働制の拡大等を定めた労働基準法等「改正」案を提出し、審議入りしないまま次期国会へ継続審議にした。

「改正」案の高度プロフェッショナル制度は、労働時間規制を一切なくし、残業代や深夜割増賃金の不払いを合法化するものである。高度プロフェッショナル制度は、対象業務を「高度の専門的知識等を必要等」とする業務と定めているが、その概念が曖昧で、対象業務の範囲が際限なく広がりかねない。また、対象労働者について、「基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準以上の賃金の労働者」と定めている。しかし、日本経団連は、対象労働者を「年収400万円以上」の労働者にすることを提言しており、早くも、年収要件の緩和や対象業務の拡大を提唱している。

「改正」案は、企画業務型裁量労働制の対象業務を、企画・立案・調査・分析とともに行う管理業務や営業業務にまで拡大している。しかし、これらの管理業務や営業業務は、「その遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある」業務とはいえ、これらの業務を企画業務型裁量労働制の対象にすることは許されない。

「改正」案は、フレックスタイム制の清算期間の上限を延長するとしている。しかし、清算期間の上限の延長は、長時間労働と不払い残業を増大することであって、とうてい容認できない。

健康で文化的な生活が保障される社会を実現するためには、1日8時間、週40時間以内の労働時間規制が必要である。現在、職場では、長時間過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働がひろがり、心身の健康を損なう労働が後を絶たない。「過労死等防止対策推進法」の制定後も、過労死や過労自死する労働者が続出している。

政府が今なすべきことは、こうした実態を是正すべく、労働時間規制の強化を図ることである。具体的には、①時間外労働の上限として「限度基準」を法律化し、36協定の特別条項の制度を廃止すること、②勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「インターバル制度」を導入すること、③夜勤交替制労働を制限すること等を実現することが重要である。

4 カネで首を切る「解雇の金銭解決制度」の導入

安倍政権は、2015年6月30日、『日本再考戦略』改訂2015』を閣議決定し、「雇用終了を巡る紛争処理の時間的・金銭的な予見可能性を高め」るべく、「透明かつ公正で客観的でグローバルにも通用する紛争解決システムについて具体化に向けた検討を進め、制度構築を図る」とし、「解雇の金銭解決制度」の導入を押し進めようとしている。安倍政権は、同日に閣議決定した「規制改革実施計画」で、「労使双方が納得する雇用終了の在り方」として、「解雇の金銭解決制度」について、「2015年中、可能な限り速やかに検討開始」と決定している。

「解雇の金銭解決制度」は、たとえ判決により解雇が無効とされても、金さえ払えば労働者を企業から追い出すことを可能とする制度であって、解雇規制そのものを根底からくつがえすものである。さらには、企業にとって好ましくない労働者を恣意的に排除することも可能となり、労働組合潰しのために利用される危険性もある。この結果、労働者が企業に対して意見を述べることすら困難になり、労働者の雇用と労働条件がますます悪化していくことになる。

労働者は、賃金を得るためだけでなく、生きがいや自己実現のために働いている。一定額の金銭を支払うことによって一方的に労働関係を終了させることができるとする制度は、労働者のすべての権利を支える雇用保障を奪うだけでなく、労働者の生きがいや自己実現の権利を奪い、個人の尊厳をも侵害するものであってとうてい許されない。

政府が今なすべきことは、「解雇の金銭解決制度」等の検討を中止し、整理解雇4要件を法律化する等、解雇規制を強化することである。

5 憲法を生かし、働くルールの確立を

自由法曹団は、安倍政権の進める労働法制の大改悪に反対し、低賃金・不安定雇用の一掃、労働時間の短縮、貧困と格差の是正等、憲法を生かし、働くルールを確立するため、全力をあげて奮闘する決意である。

2015年 10月19日
自由法曹団 宮城・蔵王総会